

## 艦船長職務章程

### (艦船総理)

#### 第一条

艦船長タルモノハ此職務章程ヲ遵守シ艦船総理ノ任ヲ擔當スヘシ

### (艦船相當ノ官位)

#### 第二条

大艦ノ艦長ハ大佐或ハ中佐中艦ノ艦長ハ少佐小艦ノ艦長ハ大尉タルヘシ

### (同)

#### 第三条

少将以上乗艦指揮スル時ハ大中艦ノ別ナク艦長ハ大中佐タルヘク且ツ一等艦ハ大佐二等艦ハ中佐タル事相当ナリト雖モ大佐ニシテ二等三等艦ノ艦長トナリ中佐ニシテ一等艦ノ艦長或ハ中艦ノ艦長ヲ命セラルヽ事モアルヘシ

### (揮下諸員監察)

#### 第四条

艦船長ハ總テ揮下ノ諸士官軍令ヲ遵守シ各自擔當ノ職務ヲ盡スヤ否ヲ監察スヘシ

### (士官要恣)

#### 第五条

艦船長ハ揮下士官の擅マヽ威權ヲ弄シ兵員ノ職務ヲ妨ケ人心ノ一和ヲ損ハシメサル様厚ク注意スヘシ

### (二季ノ試験)

#### 第六条

艦船長ハ兵員ノ演習ヲ奨励シ春秋二季ニ試験ヲ施行シ作

業ノ進歩及ヒ品行ノ良否ニ應シ相當ノ黜陟ヲ具状スヘシ

#### 第七条

艦船長ハ艦船長ヲ命セラルヽ時諸士官ト共ニ其艦船ヲ巨細ニ點檢スヘシ

### (艦船総表)

#### 第八条

艦船長ハ艦船長ヲ命セラルヽ時艦船ノ総表並ニ彈藥索具鎮錘(バラスト)等艦内常備品ノ明細書ヲ受取ルヘシ

### (予備諸具)

#### 第九条

艦船長ハ端船用砲予備ノ円材帆索等ヲ受取ル時応用ニ支障ナキヤ否ヲ篤ト檢査スヘシ

### (艦船諸部交換改造)

#### 第十条

艦船長ハ檣桁帆索具機関船体甲板室房諸庫或ハ内外諸部ノ装置ヲ交換改造スヘカラス若シ事由アツテ変改ヲ要スル時ハ艦隊指揮官ニ具状シテ其許可ヲ得可シ

### (艦船修理変改)

#### 第十一条

航海中破損ノ個処アラハ便宜ヲ以テ艦船長ヨリ直チニ其旨ヲ記載シテ之ヲ艦隊指揮官ニ差出シ修理變改ノ見込アラハ別ニ其旨ヲ具状スヘシ但シ臨時捨置キ難キ場合ハ此限ニ非ラス

### (艦船修理)

#### 第十二条

艦船長ハ艦内ノ破損ヲ修理スルニ當リ成ルタケ乗組ノ木工及ヒ諸職工ヲ使用シ諸帆或ハ端船ノ如キモ艦内ノ諸職

工ニテ修理ヲ為シ得ヘキ丈ケハ便宜ノ地ニ於テ其工事ヲ施サシムヘシ

第十三条 (交代)

艦船長交代ノ時ニ當ツテハ左ノ簿書請渡シノ証書ヲ交換シ雙方ヨリ其写ヲ艦隊指揮官ニ差出スヘシ且ツ士官下士以下兵卒進退黜陟或ハ修復ノ個処及ヒ着手前ト雖トモ緊要ノ事項等前艦長ノ見込書ヲモ收受スヘシ

艦船総表

秘密信号並信号書

諸暗号類

航海碇泊艦内日誌

諸課附属品簿

現在金額ノ計算書

當直砲員運用等ノ配置表及課業表

(艦船長旒)

第十四条

艦船ニ長旒ヲ掲グル所ノ艦船長ハ端船ニ乗ル時モ亦其船首ニ之ヲ掲クヘシ

(准卒採用)

第十五条

艦船長ハ准卒ヲ進退黜陟スルヲ得ヘシ

(褒賞)

第十六条

褒賞ヲ授與スルニ當テハ勉メテ公平ヲ主トシ深ク注意ヲ加ヘ之ヲ艦隊指揮官ニ申出ツヘシ

第十七条 (退隠料)

下士以下満年ノ者或ハ職務上ニ於テ死亡或ハ痲疾トナル者へ退隠料下賜ヲ至當トスル時ハ之ヲ艦隊指揮官ニ申出

ツヘシ

(懲罰)

第十八条

艦船長ハ揮下ノ下士以下兵卒ニ至ル懲罰ヲ処断スルヲ得ヘシ

但シ航海中懲罰仮規則ヲ以テ処断ナシ難キ犯罪ハ仮リニ謹慎申付置キ其理由詳細記載シ追テ処分伺ヒ出ツヘシ

(士官私室)

第十九条

艦船長ハ諸士官ニ各其位階ニ應シ適當ノ士官私室ヲ領有セシムヘシ

(鉄艦検査)

第二十条

鉄艦ハ時々其下底ヲ検査シ鉄板ヲ清浄ニシテ錆腐セサル様豫防スヘシ

(船底検査)

第二十一条

艦船長ハ若シ艦船浅洲等へ乗上ケタル時其事輕キモ直ニ艦船底ヲ詳細ニ検査セシムヘシ

(船隻或ハ傭夫)

第二十二条

艦船ノ修理其他食料運搬等ニハ成タケ附属ノ端船或ハ人員ヲ用ユヘシ然レドモ端船修理或ハ止ヲ得サル事故アリテ差支ユル時ハ他ノ船隻及ヒ傭夫ヲ使用シ其旨艦隊指揮官ニ届出ツヘシ

(造船所アル外國ニ港ニテ艦船修理)

第二十三条

造船所を設ケタル外國ノ港ニ於テ艦船ヲ修理スル事切要ナル時ハ艦船長ハ其地方長官ヘ其造船所ニ於テ修理ヲ為サン事ノ許可ヲ得時宜ニヨリ其補助ヲ乞ヒ而メ補助ヲ得ハ其旨ヲ記シタル証書ヲ其地方長官ニ出シ又須要ナル品物ヲ求需スルニ當テハ艦船長ハ其証書ヲモ其地方長官ヘ出シ而シテ其次第ヲ詳細ニ記シ之レヲ艦隊指揮官ヘ届ケ出ツヘシ

(航路ノ順序用帆ノ届)

第二十四条 航海中艦長ハ航路ノ順次並ニ用帆ノ目的ヲ航海課尉官ノ申出ヲ以テ之レヲ艦隊指揮官ヘ申出ツヘシ但シ航海上ノ上前申出ト順序交換スル事アル時ハ猶亦此趣ヲ申出ツヘシ

(正午等届方)

第二十五条 旗艦ノ艦長ハ正午時限國旗昇降艦船出入ヲ當直士官ヨリ報知アラハ之ヲ直チニ艦隊指揮官ヘ届ケ出ツヘシ

(不良ノ天候)

第二十六条 不良ノ天候ニ変セントスル徵候アラハ豫メ注意シテ端船砲其外諸器具ヲシテ障害ナカラシムヘシ

(破損沈没射壞)

第二十七条 艦船破損シ或ハ沈没シ又射壞セラレタル時艦船長ハ乗組人員ノ生命ヲ援ケル事ニ百方盡力シ且ツ務メテ多人數ヲ援ケル事ヲ要スヘク而シテ其貯蔵品食物及ヒ器具等モ亦之レヲ取上クヘキモノナリ又夕艦内日誌海圖會計諸帳簿其他緊要書類ハ破船事件裁判ニ於テ從來必用ノモノナレ

ハ尤モ注意シテ之レヲ取上ク可シ又是等ノ時ニ方リ艦船長ハ秘密ノ命令書信号書等他人ノ手ニ入ラサルヤウ保護スヘキモノニシテ若シ已ムヲ得サル時ハ之ヲ破紙トナスモ亦妨ケナシ又艦船長ハ本國ノ船艦近傍ニ在ル事ノ報知ヲ得ハ之レニ救援ヲ乞フヘシ

(錨索截断錨鎖解脱)

第二十八条 錨索ヲ截断シ或ハ錨鎖ヲ解脱シ又ハ破断セルニ當テハ必ス浮標ヲ着ケ置クヘシ且ツ艦船長天候ノ景状ニヨリ或ハ時宜ニ依リ務メテ直ニ此錨及ヒ錨鎖或ハ錨索ヲ曳キ揚クヘシ若シ止ムヲ得サル事情ニテ出帆シ之ヲ曳キ揚ル能ハサル時ハ在留ノ先任士官ニ於テ成ルヘク之レヲ曳キ揚クヘシ

但シ深海或ハ急流ノ場所ニ於テハ投錨前浮標ヲ着置クヘシ

(放沈セル錨)

第二十九条 放沈セル錨及ヒ錨鎖或ハ錨索ヲ曳キ揚クル便宜ヲ得サル力或ハ百方盡力スルモ之レヲ得サル時ハ其放沈セル事情ト錨場ノ略圖及ヒ放沈セル錨ノ位置方位及ヒ距離ヲ詳記シテ之レヲ艦隊指揮官ニ届ケ出ツヘシ

但シ本文ノ場合ニ於テハ此趣ヲ其地方長官ヘモ報知スヘシ

(刮子)

第三十条 刮子ハ甲板ノ罅隙ヲ填塞シタル時ノ外猥リニ之ヲ用ユヘカラス  
(ケプスタン検査)

第三十一条  
艦船長ハ一週毎ニ「ケプスタン」ヲ検査スヘシ

(艦内清潔)  
第三十二条

艦内ハ清潔ニシテ湿気ナク常ニ清爽ノ大氣ヲ流通セシメ  
努メテ人身ノ健康ヲ保ツ事ニ注意シ下甲板ヲ水ヲ以テ洗  
浄スル時ハ善ク乾燥ナス事ニ尤モ注意シ穢水ハ常ニ排水  
シ船底ヲ乾燥ナラシメ又夕艦内大氣ノ流通ヲ良クシ或ハ  
艦底不潔ヲ除カシ力ヲ為メ医官ヲ率ヒ親ラ點検スヘシ

(艦内点検)  
第三十三条

艦船長ハ毎朝士官ニ命シ艙内及ヒ其他ノ諸部ヲ點檢セシ  
メ清潔ニシテ大氣ノ流通宜シキヤ否ヲ報告セシムヘシ

(石灰塗抹)  
第三十四条

艙内ハ六ヶ月毎ニ必ス石灰ヲ塗抹スヘク時宜ニ依リテハ  
六ヶ月ヲ待タス之レヲ行フ事モアルヘシ

(季候相當ノ着服)  
第三十五条

艦船長ハ地方ノ氣候ニ應シ乗組人員相當ノ常服ヲ着用シ  
タルヤ又能ク頭髮ヲ櫛リ或ハ身体及ヒ着服清浄ナルヤヲ  
監視スヘク且ツ乗組人員ニハ湿氣アル衣服ヲ着シ或ハ湿  
氣アル釣床ニ就ク事勿ラシムヘシ

(寢具曝乾)  
第三十六条

天氣ノ都合ニ依リ一週ニ一回乗組人員ノ寢具ヲ曝乾シ又  
「フランケット」ハ毎年二回之レヲ洗ヒ單被ハ一年一回  
之レヲ洗フヘシ

(分隊區別)  
第三十七条

艦船長ハ乗組人員ヲ分隊ニ區別シ隊毎ニ大中尉ヲ置テ其  
指揮ヲ掌ラシム又少尉及ヒ少尉補ヲ適宜ニ各分隊ニ配置  
シ以テ其指揮ヲ補助セシムヘシ但シ少尉ヲシテ分隊長タ  
ラシムル事モアルヘシ

(被服及ヒ寢具分配)  
第三十八条

艦船長ハ分隊ノ諸士官ニ命シ被服及ヒ寢具ヲ分配スル時  
ハ能ク之レヲ検査セシムヘシ

(外國在港接遇)  
第三十九条

艦船長外國ノ港ニ趣ク時ハ其地ノ官廳又ハ居民ヲ懇親ニ  
待遇シ或ハ揮下ノ諸員ヲシテ外國ノ律令禮法慣習及ヒ規  
則ヲ敬視セシメ又夕努メテ其地ノ居民ヨリ懇親且尊敬ヲ  
受ケシムルヤウヲ為サシムヘシ

(戦争準備)  
第四十条

艦船長ハ航海中平時戰時に拘ラス常ニ戦争ノ準備ヲ為ス  
ヘキモノニシテ毎夕兵員ヲ各其受持ニ配置シ戦争ノ準備  
ヲ試ミ不慮ノ敵襲ニ備フヘシ  
但シ艦船港内ニ碇泊ノ時ハ尤モ敵襲ヲ防クタメ嚴ニ之  
レニ備フヘシ

(外國軍艦近寄)  
第四十一条

平時ト雖トモ外國ノ軍艦ニ近寄ルトキハ不慮ノ敵襲ニ應  
スルノ準備ヲ為スヘシ然レトモ其準備ニ當リ砲口栓ヲ拔  
去ル等ノ殺氣ヲ顯ハシ彼ヲシテ疑念ヲ生セシメサルヤウ

深ク注意スヘシ

(操練教則)

第四十二条

砲術運用諸科ノ操練教則ハ諸艦長ノ協議ヲ以テ決定ノ上艦隊指揮官ノ允許ヲ經テ施行シ努メテ海軍一定ノ教則ヲ保ツヘシ若ハ教則ノ変革ヲ要スル時ハ必ス諸艦長ノ協議ヲ經テ允許ヲ乞フヘシ

(打方操練)

第四十三条

海岸ニテ実包打方或ハ空包打方操練ヲ為サントスル時ハ艦隊指揮官ヘ申出其許可ヲ得ヘシ然ル時ハ艦隊指揮官ヨリ之レヲ其地方長官ヘ報告ス若シ遠隔ノ地方ニ在ル時ニ方リテ先任官在港セハ之レト協議シ直ニ其地方長官ヘ稟議シ差支ナキニ於テハ之レヲ施行スヘシ但シ外國諸港ニ於テ公使或ハ領事留セハ之ト協議シ其地方ノ長官ニ稟議シ而メ差支ナキ時ハ之レヲ施行スヘシ

(配置表揭示)

第四十四条

當直配置

砲員配置

運用配置

課業表

艦船長ハ當直部署大小砲及ヒ帆前操練ノ為メ設ケタル規則ニ從ヒ上ニ記シタル諸表ヲ艦内便宜ノ場所ニ掲ケ以テ諸士官及ヒ兵卒ニ其受持場所及ヒ事業ノ順序ヲ知ラシムヘシ

(彈藥定額)

第四十五条

艦船長ハ実用並ニ操練用ニ供スヘキ彈藥ハ海軍省ニ於テ定メタル定額ニ依リ準備スヘシ

(夜間戰爭操練)

第四十六条

艦船長ハ三箇月毎ニ一回夜間戰爭操練ヲ施行スヘシ

第四十七条 (消費彈藥)

艦船長ハ操練ニ費シタル彈藥ノ員數ヲ艦内日誌ニ記載セシムヘシ

(禮砲)

第四十八条

禮砲ノ時ハ海軍禮砲條例ニ照準シテ之ヲ施行シ而テ打方ノ節ハ掌砲長ニ令シ尤モ注意ヲ加ヘシムヘシ

(積載彈藥)

第四十九条

艦内ニ火藥或ハ填藥彈ヲ積載シ運送スル時ハ在港ニ司令長官或ハ先任士官ノ許可ヲ得ルニ非レハ入港ヲ為ス事ヲ得ス且ツ在港中ハ決シテ其火藥貯所ヲ開クヘカラス

(火氣禁止)

第五十条

彈藥ヲ積入ルヽ時ハ喫烟ハ勿論艦内ノ火氣ハ一切之ヲ禁スヘシ

但シ此ノ如キ場合ニ當テハ在港ノ先任士官ヘ通告シ火

藥旗ヲ掲揚スヘシ

(蒸氣船火藥積移)

第五十一条

已ムヲ得サルノ事アリテ火ヲ焚タル蒸氣船ヘ彈藥ヲ請取り或ハ之ヨリ積出ス時ハ其積出スヘキ船或ハ請取ルヘキ船ヲ蒸氣船ノ煙突ヨリ風上ニ置クヘシ若シ蒸氣船振廻ル

時ハ其船ノ艙戸ヲ開ケ帆布ニテ之ヲ蓋ヒ安全ナル方向ニ至ルヲ待チテ後ニ出入スヘシ

(彈藥積載造船所在泊)

第五十二條

彈藥ヲ積載シタル艦船ハ造船所ニ在泊スヘカラス又造船所ニ接近スル艦船ハ必ス其彈藥ヲ艦内ニ貯蓄スヘカラス

(彈藥積載接近)

第五十三條

艦船殊ニ蒸氣船ハ彈藥ヲ積載シタル艦船ニ接近スヘカラス

(火災戒心)

第五十四條

艦船長ハ艦船内ニ火災無ランヤウ尤モ戒心ヲ加ヘ豫テ消防ノ配置ヲ設ケ常ニ之レヲ練習セシメ而メ不慮の際ニ臨ミ應急ニ備フヘシ

(燈火用法)

第五十五條

艦船長ハ艙下及ヒ諸庫ニ常用ノ燈ヲ提ケ決シテ蓋ヒナキ燭火ヲ用ユルヲ許スヘカラス

(燈火時限爆發物厨房戒心)

第五十六條

諸士官私室ニハ須要事件アル時ニ非サレハ定時限ノ外燈火ヲ點スルヲ許スヘカラス又艦内ヘ私ニ爆發物ヲ携ヘシムヘカラス且ツ厨房等ノ如キ火氣ヲ用ユル場所ニハ殊ニ木工ヲシテ注意セシムヘシ

(布告比較)

第五十七條

艦船長ハ航海中他港ニ於テ他ノ艦船長ニ出會ノ節ハ布告

公達等其他比較打合セ互ニ便宜ヲ謀ルヘシ

(海上衝突豫防規則)

第五十八條

航海中ハ殊ニ注意シテ海上衝突豫防規則ヲ遵奉スヘシ

(派出中報告)

第五十九條

派出ノ艦船長ハ幸便ニ於テ各港発着ノ日時艦船ノ現状及ヒ時々発起セル事件ヨリ其有益必用トスル新聞等ニ至ル迄之レヲ艦隊指揮官ヘ報告スヘシ

(火藥庫管鑰)

第六十條

艦船長ハ火藥庫ノ鍵及火藥庫注水嘴ノ鍵ヲ管スヘシ但シ不在ノ節ハ副長之レヲ管ス

(乾餅貯蓄)

第六十一條

艦船外國航海ノ節乾餅ノ外五ヶ月或ハ三ヶ月分ノ食料ヲ艦船内ニ貯備シ殊ニ乾餅ハ努メテ多ク之レヲ貯蓄スヘシ

(地方官廳ト書翰往復)

第六十二條

艦船長ハ地方官廳ト照會往復スルヲ要スル時艦隊指揮官不在ノ節ハ先任士官ト協議シ艦船名或ハ艦船長ノ名ヲ以テ之ト照會往復スルヲ得ヘシ

(金錢出納簿)

第六十三條

金錢出納請拂牒簿ニハ其時々檢印シ遺漏違等ナキヤウ之レヲ監視スヘシ

(便船人)

第六十四條

艦船内外國ニ於テ甲港ヨリ乙港ニ航行スルノ時内外國人共其素性明カニシテ我乗組士官以上ノ者ニ知己ナル者公務或ハ私用ニテ其情實止ムヲ得ス便乗ヲ乞フ時其艦船差支ヘナキ時ハ願意ニ任セ便船ヲ許スヘシ

但シ艦隊指揮官或ハ先任士官在港ノ時ハ之レカ許可ヲ得ヘシ

(水先嚮導備入)

第六十五条

艦船長ハ水先嚮導ヲ要スル内外國港入出ノ際或ハ危険ノ海路航海ノ時ハ水先嚮導ヲ備入ルヲ得ヘシ

(引船備入)

第六十六条

艦船長ハ航海中又ハ内外港着発ノ節機関損傷シ或ハ風樣等其他止ムヲ得サルノ場合ニ於テ引船ヲ備入ルヲ得ヘシ

(手帳)

第六十七条

艦船長ハ每半年ト轉乗ノ節分隊長ニ命シ乗組人員ノ手帳ヲ検査捺印セシメテ自ラ之レヲ検閲捺印スヘシ

(体格検査)

第六十八条

艦船長ハ遠洋航海ヲナサントスル時ニ當テハ出發ノマヘ乗組医官ヲシテ艦船内総人員ノ体格ヲ検査セシムヘシ

但シ軍医監ヲシテ之レヲ為サシメントスル時ハ其旨ヲ艦隊指揮官ニ申出ツヘシ

(健康証書)

第六十九条

外國航行ノ節乗組人員健康ノ証書ヲ海軍医務局ヨリ得テ

之レヲ携帯スヘシ